

平成23年度のまちづくり

3月10日から開かれた、平成23年第1回町議会定例会において、池部町長は「平成23年度町政執行方針」を説明し、7つの重点施策と第4次総合計画の実現に向けた町政推進の決意を述べ、町民皆様のご理解とご協力を呼び掛けました。

また、生駒教育長は「平成23年度教育行政執行方針」を説明し、地域に根ざした教育行政推進の決意を述べました。

以下、町政執行方針と教育行政執行方針の内容をお知らせします。

平成23年度 町政執行方針

重点施策

- 「協働のまちづくりの推進」
- 「行財政改革の推進」
- 「農業後継者の育成」
- 「林業振興と環境保全」
- 「子育て支援事業の拡充」
- 「大乘会施設改築への支援」
- 「第5次総合計画の策定」



平成23年度町政執行方針を述べる池部町長

はじめに

平成23年第1回南富良野町議会定例会の開会にあたり、町政執行への私の所信を申し上げます。

私が、町民皆さまの温かいご支援により、3期目の町政を担わせていただきまして、本年は任期となります。締め括りとなる1年でありたい。

私は、平成12年4月の1期目の就任当初から「町民参加のまちづくり」と「行動する行政」を基本姿勢に掲げ、「まちづくりの最上位計画」であります。「まほらの南富良野、瑞々しい自然、誇れる大地、人のびのびみなみふらの」とした第4次総合計画の実現を目指し、諸課題に対し、全身全霊を傾け取り組んでまいりました。

昨年10月1日現在で実施されました国勢調査の結果については、本町の総人口が2,814人となり、平成17年との比較では依然として減少傾向にあります。増減率でマイナス4.5%と鈍化し一応の落ち着きを示しております。

ご承知のように、国勢調査の人口数値は地方自治体の行財政運営に極めて重大な影響を与えるもので、今後の町政推進に配慮して行かなければならないと考えております。私は、時代が大きく変化化する中で、「町民の参画による21世紀に対応するまちづくり」さらには「町民の皆さまが誇れるまちづくり」のため、町民の先頭に立ち、まちづくりの推進に全力を傾注し、町民皆さまの負託に応えるべく町政執行に努めてまいります。

今日の地方自治体は、地域経済の低迷や雇用情勢の悪化、危機的な地方財政、人口の減少、急速な少子高齢化の進展に伴い、年金・医療・介護など社会保障費の増大により、引き続き大変厳しい財政運営が続いております。

さらに、国内は、急速な円高・デフレの進行、長引く雇用の低迷など情勢は依然として厳しく、大幅な税収減などの困難に直面しており、予断を許さない状況にあります。また、一昨年政権交代した国政は、首相の交代や参議院

選挙結果による「ねじれ国会」が生じ、なかなか安定しない状況が続いており、選挙公約による方針も次々に見直され、地方の住民生活にも多大な影響が出る事が予想されます。

政治も大きなうねりの中にありますが、地方自治体には、国に頼ることなく自主自立で、個性的で魅力ある地域を創ることが求められており、高度化・多様化する住民のニーズに的確に対応し、特に地方分権改革をはじめとする地方制度改革が、急速に進んでいることから、効率的・効果的に安定した行政運営を確立することが、必要とされております。

私は、こうした時代こそ、地域の真価が問われ、自治の気概が試されているものと考えており、地方分権の推進や人口の減少、少子高齢化の進行、地域経済の停滞など町政を取り巻く環境の厳しさを認識し、時代の変化に対応した「まちの将来」と「行政運営」、「地域づくり」を行うためには、これまで以上に「知恵と努力」が求められるものと考えています。

今年は、開基120年を迎える節目の年であります。

多くの先人たちが幾多の苦難を乗り越え、積雪寒冷の厳しい自然条件とたたかいながら、未開の大地を切り開き、多くの人たちに受け継がれながら今日の南富良野町があります。

先人の築いてこられた郷土南富良野町をさらに発展させるために、町議会や町民皆様とともに英知を結集しながら、現在直面している難局に立ち向かい、この先の将来を見据えたまちづくりを進めるため全力を尽くしますので、より一層のお力添えをお願い申し上げます。

重点施策

それでは、平成23年度の町政執行にあたり、重点施策について申し上げます。

協働のまちづくりの推進

はじめに住民と行政のパートナーシップによる「協働のまちづくり」の推進について

地方分権の進展に伴い、自らの責任と判断による、地域の独自性を十分に活かした行政運営の構築が求められている今日、住民と行政がパートナーシップを発揮して、地方自治の原点とも言えるべき「自助・共助・公助」の補完体制の確立が大きな課題となっております。

さらに、本町では、少子高齢化や過疎化による人口減少に加え、文化・生活環境の変化の中で、行政への住民要望が多様多様化しております。この先の将来を見据えたまちづくりを進めるため全力を尽くしますので、より一層のお力添えをお願い申し上げます。

このような事情背景のもと、本町のまちづくりの持続的発展には、住民と行政が一体となって知恵を絞り、共に汗を流す仕組みとともに、住民による自治活動を促進するため、従来の出張員制度を廃止し、町内会組織を住民自治の担い手として位置づけ、この町内会活動を支援する「南富良野町自治会活動推進条例」が昨年9月に制定され、本年4月



出張員会議の様子

1日から施行となります。

この条例は、自治会と行政が協力連携して協働のまちづくりを推進するという基本理念の基に、行政と自治会の協力関係を定めた「参画協働」への取り組みの第1歩となるものであります。

本条例では自治会活動推進交付金として、従来のふれあい交付金と合わせ、各自治会が地域の課題解決に向けた自主的な取り組みに対する新た

な交付金を創設しましたので、これらを有効に活用し協働のまちづくりの推進が図られるものと期待しているところであります。

行財政改革の推進

次に、町政を持続させるための行財政改革の推進についてであります。

町政の持続的発展には、健全な財政運営が必要であります。

これまで本町では、主たる財源であります地方交付税の大幅削減に対処するため、収支のバランスに配慮し、まちづくり施策の「選択と集中」、さらには、人件費などの経常経費の削減と行政サービス事務事業の見直しなど、簡素で効率的な町政の実現による健全財政の確立に向けて、議員各位の論議もいただき、町民皆様のご理解を得る中で、行財政改革を推進してまいりました。

このような中、国内景気の減退による経済不況が深刻化し、雇用環境の悪化から、景気・経済対策として国による